

2018年3月2日 全8頁

# 金融所得、税率引上げ検討？

## 金融所得税率引上げは、富裕層課税強化にみせかけた大衆増税

金融調査部  
制度調査担当部長 吉井 一洋  
研究員 是枝 俊悟  
主任研究員 金本 悠希  
研究員 小林 章子

### [要約]

- 金融所得税率の引上げが、平成 31（2019）年度税制改正の議論で取り上げられるとの報道がなされている。実際に、2016 年秋頃から、税制改正の議論の際に、引上げがテーマの一つとしてあげられていた。
- 引上げの論拠としては、年間所得 1 億円超の所得層において平均税率が低下していくことがあげられていたが、当該層の納税者に占める比率は 0.04%にすぎず、現行制度が所得再分配機能を歪めているとは言い難い。
- 仮に金融所得税率を 20%から 25%に引き上げた場合、税収面では、富裕層よりも中堅以下の所得層の増税の効果の方がはるかに大きくなる。金融所得税率引上げは、富裕層の課税強化というよりは大衆増税の側面が強い。
- 他方で、超富裕層の場合は、例えば IPO に伴う創業者の株式売却益等が多いことが推察される。当該層の課税強化は創業意欲の減退やわが国よりも税負担が軽い周辺国への流出を招くおそれがある。

## 1. 金融所得税率の引上げの検討開始？

2018年の通常国会がスタートし、平成 30（2018）年度税制改正関連法案が 2月2日に国会に提出された。今回の税制改正法案には盛り込まれていないが、2~3年前から水面下で取り上げられていた重要なテーマがある。それは、金融所得の税率引上げである。

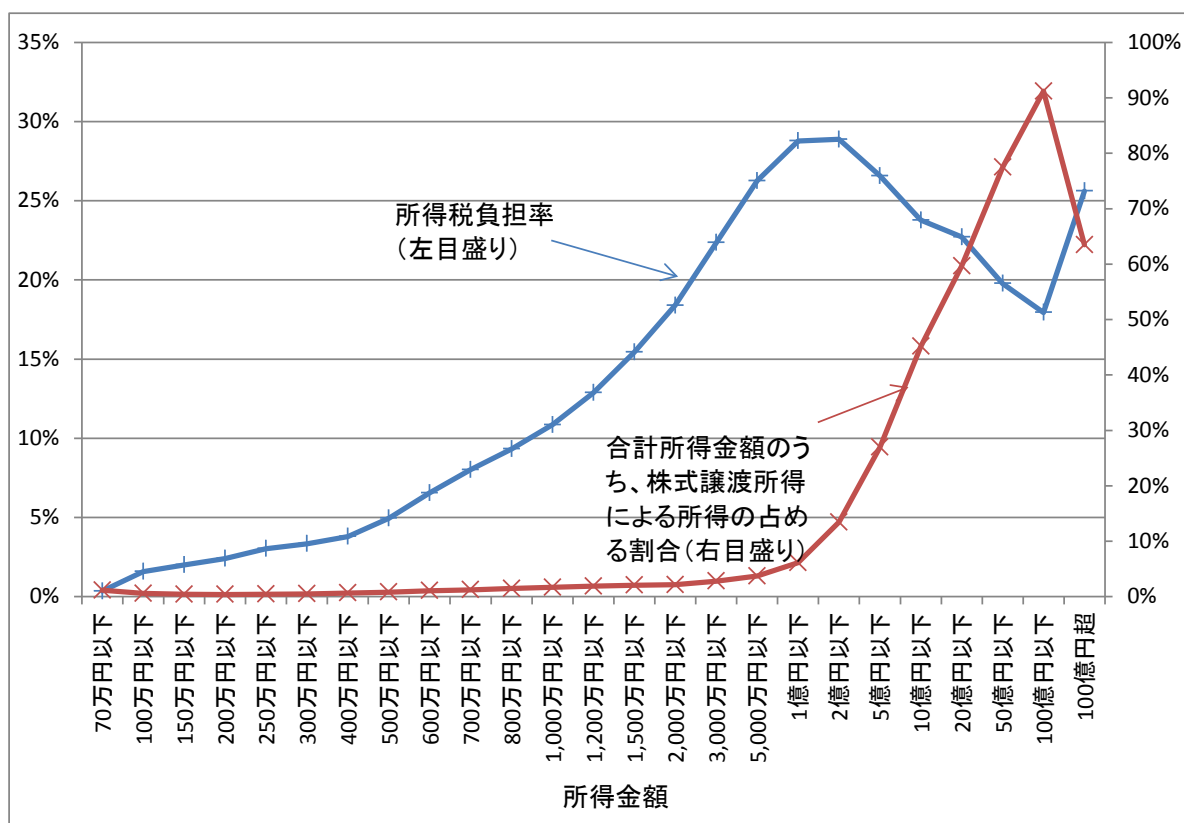
例えば、2016年10月の政府の税制調査会の資料では、「金融所得の分離課税の税率を国税、地方税合わせて 20%から 25%に引き上げていく」ことを検討すべきという意見が掲載されている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 2016年度第5回税制調査会「説明資料〔所得税③〕」（平成 28年 10月 25日 財務省）7頁

同月、経済同友会は株式の譲渡所得と配当の税率に限定して20%<sup>2</sup>から25%程度への税率引上げを提案している<sup>3</sup>。また、2017年の通常国会で、金融所得税率の引上げについて政府として検討している旨の答弁が行われており、2017年秋の政府税調でも、委員の意見として税率引上げが提案されていた。

金融所得税率引上げの論拠は、金融（又は株式）所得の20%税率の適用が、所得税の再分配機能を歪めており、是正のために税率の引上げが必要というものであり、政府税調などで示されたある資料<sup>4</sup>をベースに議論がされている。その資料を、データをアップデートした上で示すと、図表1のとおりである。

図表1 申告納税者の所得税負担率と株式譲渡所得等の割合の分布



(注) 所得税負担率とは所得税のみの平均税率のこと

(出所) 国税庁「平成27年分 申告所得税標本調査」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

上記の資料は、年間の所得税額を所得金額で割った所得税負担率（平均税率）が、年間所得1億円を超える層から低下していることを示すものであり、平成27（2015）年のデータに基づいて作成されている。しかし、この資料には、特に次の問題点が存在する。

<sup>2</sup> 本稿では簡略化のため、復興特別所得税の記載は省略している。

<sup>3</sup> 経済同友会「未来への希望を拓く税制改革」（2016年10月3日）17頁

<sup>4</sup> 2015年度第24回税制調査会「説明資料〔所得税③〕」（平成27年10月23日 財務省）22頁

**図表 2 政府税制調査会資料の問題点**

- ①各所得者層の人数を考慮していない。
- ②申告納税者のみを対象としており、申告を行わない給与所得者層等を含んでいない。
- ③株式の所得についても、申告納税が行われた者のみを対象としており、源泉徴収ありの特定口座や申告不要の配当により、確定申告なしで納税された株式所得を含んでいない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

この税率引上げの議論は、平成 31 (2019) 年度税制改正における大きなテーマとなる可能性がある。既に新聞やテレビのニュースなどでその旨が報じられている他、今通常国会でも、野党の代表から指摘があったようである。個人投資家を対象とする証券・金融市場関係者は、その動向に注意を払う必要がある。

## 2. 富裕層は 0.04%、年間所得 100 億円超はわずか 14 名

納税者数で見ると、図表 2①の年間の申告による株式譲渡所得が 1 億円を超える層の人数は 5,509 名で、株式譲渡所得の申告者の 2.9%、申告納税者全体に占める割合は 0.09%である。合計所得が 1 億円を超える層の人数は全体でも 17,382 名で、②の給与所得者等の人数も加えると納税者に対する比率は 0.04%にすぎない (国税庁統計に基づき大和総研試算)。さらに言えば、年間所得が 100 億円を超える層は、申告納税者全体で 14 名、株式の譲渡所得等の譲渡所得者で 13 名にすぎない。果たしてこれだけ少人数の納税者が、わが国の所得税の再分配機能を歪めるほどの影響を与えているのかという点はその疑問である。

図表 2②に関していえば、給与所得者は確定申告を行った納税者のみが含まれている。わが国の給与所得者は、年間の給与収入が 2,000 万円以下の場合原則として、確定申告が免除されている。わが国の納税者の大半を占めるこの層が図表 1 には含まれておらず、納税者の全体像を把握しているとは言えない。

図表 2③に関していえば、わが国の株式の譲渡所得の申告納税者数は、平成 27 (2015) 年で 19.2 万人である。これに対して特定口座数 (源泉徴収あり) は平成 27 (2015) 年 6 月末で 1,699 万口座である (平成 29 (2017) 年 6 月末では 2,012 万口座)。例えば 1 人が複数の特定口座を持っていたとしても、特定口座での源泉徴収で納税した納税者の数の方がはるかに多いことが推察される。また、株式譲渡所得等の所得金額や所得税額の推移を見ると図表 3 のとおりであり、所得金額や納税額で見ても、申告所得分だけでは全体像が把握できないことがよくわかる。例えば、一般のサラリーマン層の場合は、むしろ申告の必要がない「特定口座 (源泉徴収あり)」や「申告不要」に分類されるものが多いと思われる。

図表3 株式譲渡所得・配当に係る所得の推移（単位：億円）

暦年(注)		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
株式譲渡所得	申告分離	10,337	11,256	14,566	48,863	22,416	27,865
	特定口座 (源泉徴収あり)	6,761	5,636	6,313	72,795	28,554	38,023
配当	申告	7,672	8,223	8,933	11,711	12,063	11,162
	申告不要(注)	11,695	13,377	14,534	31,656	36,557	26,798

(注) 申告不要の配当は、配当割から税率で割り戻して算出した金額から申告分の配当を控除した金額で、「暦年」ではなく「年度」の金額である。

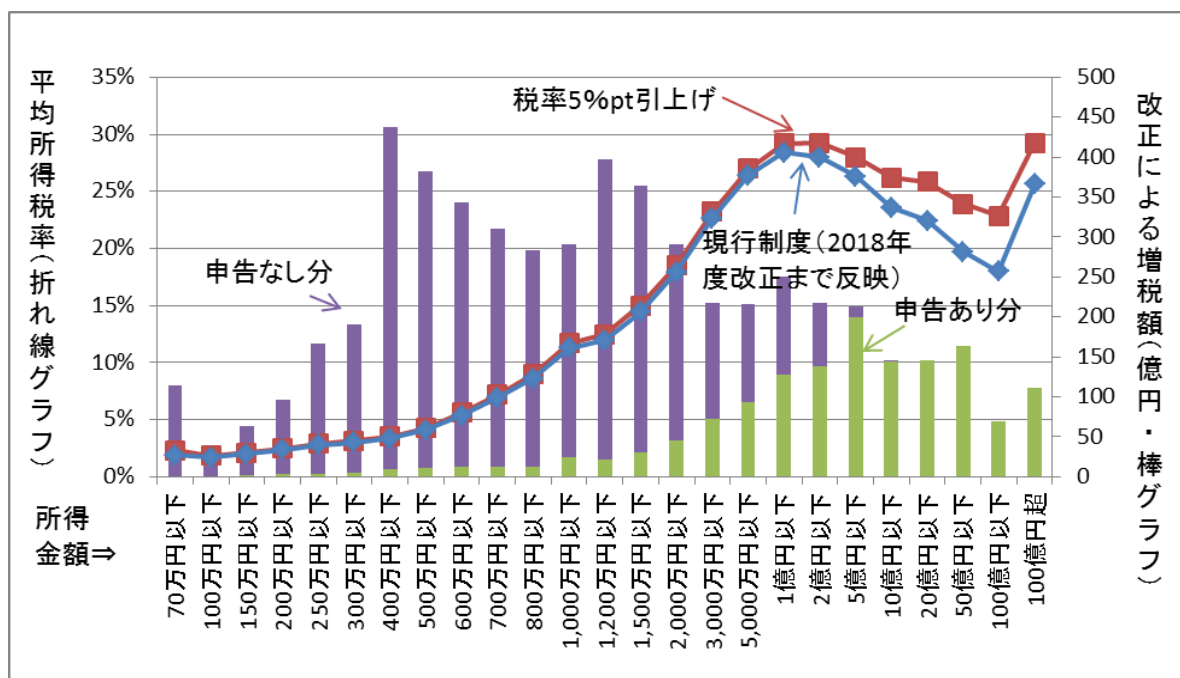
(出所) 国税庁統計年報、総務省「道府県民税徴収実績調」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

### 3. 金融所得税率引上げは大衆増税

そこで、図表1について図表2の②、③の点を修正し、申告なしで納付した税額を、各所得者層別に推計・配分して修正し、税率引上げの効果を試算してみると、図表4のようになる<sup>5</sup>。推計・配分方法の概略は、次のとおりである。なお、試算に当たっては、平成30(2018)年度税制改正(案)までの各種控除(給与所得控除、公的年金等控除、配偶者控除、基礎控除)の見直しを反映している。

図表2の②については、民間給与実態統計調査の給与収入2,000万円以下の層のデータを給与収入

図表4 金融所得税率引上げによる「平均税率」(所得税)と税収に与える影響



(注) 株式譲渡・配当の税率を国税で5%pt引上げと仮定。株式譲渡・配当について申告不要・特定口座分も推計加算

(出所) 国税庁「平成27年分 民間給与実態統計調査」および「平成27年分 申告所得税標本調査」等に基づき大和総研金融調査部制度調査課試算

<sup>5</sup> 図表左軸の税率は所得税の税率のみ(個人住民税は+10%)

から給与所得ベースに修正した上で加えた。他方で申告所得税標本調査のうち重複すると思われる部分は除外した。

図表 2 の③については、各所得階級内の有価証券保有者数を全国消費実態調査の所得階級別の有価証券保有比率から推計する(申告した者の割合がこれを上回る場合は申告した者の比率を有価証券保有者割合とする)。1人当たりの配当金額は同じ所得階級内であれば、申告納税者も申告不要の納税者も同じとみなし、申告納税者の1人当たりの配当所得を有価証券保有者数に乗じて、各所得階級別の申告・申告不要トータルでの配当所得を算出する。一方、株式の譲渡所得等は配当とは異なり毎年発生するわけではないので、有価証券保有者数に「株式譲渡所得申告者/配当所得申告者(ただし100%を上限とする)」を乗じて株式の譲渡所得者数を算出する。各所得階級別の1人当たりの譲渡所得等は申告した者と申告しない者とで同額であるとみなし、1人当たりの譲渡所得等を株式の譲渡所得者数に乗じて各所得階級別の申告・申告不要トータルでの株式の譲渡所得等を算出する。その上で、5%pt 税率を引き上げた場合の影響を試算する。

金融所得税率を5%pt(20%から25%)引き上げた場合、富裕層だけでなく、中低所得者層の金融所得の税率も引き上げられる。試算の結果、税収の増加額は約5,500億円で、このうち年間所得金額1億円超の層の増税合計(増収)額は約1,050億円なのに対し、1億円以下の層は約4,450億円である。年間所得金額が500万円以下の層でも1,500億円の増収となる。これを見る限り、富裕層よりも、中堅以下の所得者層に対する課税強化の影響ははるかに大きいことがわかる。図表4の棒グラフを見れば、特に年間所得金額が400万円から700万円あるいは1,200万円前後の層からの税収増が大きいことがよくわかるだろう。

平均税率で言えば、確かに年間所得金額1億円超の層の方が、税率引上げに伴う上げ幅は大きい。しかし、図表4の年間所得金額800万円以下の層は、そもそも平均税率が10%以下(住民税を合わせて20%以下)であり、現行の金融所得税率20%の方が平均税率より高くなっている。ちなみに、給与所得者と申告納税者の合計に占める年間所得金額800万円以下の層の納税者数の割合は94.92%である。5%pt引き上げることで、年間所得金額が800万円超1,500万円以下の層においても、金融所得税率が平均税率よりも高くなる。この層は、平成29年度税制改正により設けられた所得制限により、配偶者控除が受けられなくなる層と重なる。即ち、配偶者控除の廃止と金融所得税率の引上げのダブルで影響を受けることになる。ちなみに、給与所得者と申告納税者の合計に占める年間所得金額が1,500万円以下の層の納税者数の割合は98.78%である。

即ち、金融所得税率の引上げは、富裕層への課税強化のように見えるが、実態はむしろ大衆増税なのである。ちなみに図表4は、株式の配当や譲渡による所得のみを対象としており、公社債の利子・預貯金の利子などは含めていない。金融所得一体化を推進する中で金融所得の税率を引き上げるといふことであれば、これらの税率も5%pt引き上げられることになり、大衆増税的な側面はより強くなるだろう。かといって、預貯金の利子の税率はそのまま、既に金融所得一体化の対象とされている株式、投資信託や公社債の税率のみが引き上げられるのであれば、リスクを負った投資は阻害されることになる。株式のみ税率引上げということだと、一体化を現状よりも後退させることになる。

金融所得税率引上げは「貯蓄から資産形成へ」という国策に照らし、慎重であるべきであろう。

#### 4. 勤労所得税率よりも重い金融所得税率

金融所得課税一体化のもととなった北欧の二元的所得税では、資本所得の税率は、勤労所得等の最低税率に合わせることをベースとしている。金融所得税率はわが国でも勤労所得等の税率より低い水準に定めるのが本来の姿であろう。しかし、上述したように平均税率との比較では、金融所得税率の方が、現状でも重くなっている。さらに、平均税率ではなく、総合課税の限界税率と比較しても、金融所得税率が実は、勤労所得税率よりも重くなっている層の比率が高い実態が浮かび上がる。

下記は、国税庁の統計に基づき、所得税の総合課税の限界税率（累進税率における一番高い税率）における納税者数を算出したものである。算出の過程で、平成 30（2018）年度税制改正（案）までの各種控除（給与所得控除、公的年金等控除、配偶者控除、基礎控除）の見直しを反映している。単純に考えれば、これに個人住民税率 10%をのせると、所得税・個人住民税トータルでの総合課税の限界税率となる。これで見ると所得税の限界税率で 5%（個人住民税と合わせると 15%）の層が 65.1%を占める。所得税の限界税率が 10%（個人住民税と合わせると 20%）の層を含めると 83.4%である。金融所得税率を 25%に引き上げると、83.4%は金融所得税率の方が総合課税の限界税率よりも高くなってしまう。

図表 5 所得税の限界税率ブラケット別納税者数（単位：千人）とその割合

税率	給与所得者	申告納税者	合計	構成比	
5%	24,219	2,226	26,445	65.1%	83.4%
10%	6,646	772	7,418	18.3%	
20%	3,909	418	4,327	10.7%	10.7%
23%	1,453	122	1,576	3.9%	
33%	286	269	554	1.4%	
40%		228	228	0.6%	
45%		61	61	0.2%	
合計	36,513	4,096	40,609	100.0%	100.0%

（注）2018 年度までの税制改正案を反映させた試算。表示単位未満四捨五入

（出所）国税庁「平成 27 年分 民間給与実態統計調査」および「平成 27 年分 申告所得税標本調査」に基づき大和総研金融調査部制度調査課試算

逆に言えば、これは、わが国の所得税率の水準の低さを示すのかもしれない。過去の度重なる所得減税により、所得税制全体として再分配機能が弱体化していると考えの方が自然であり、それは平成 30（2018）年度税制改正（案）によってもそれほど改善されていないように思われる。

しかし、所得税率の全体の水準を立て続けにこれ以上引き上げることは難しい。ややひねくれた見方をすれば、配当・利子、特定口座の株式等の譲渡所得など、自分で申告することなしに納税が完了するものの税率を、富裕層への課税強化という受け入れやすいスローガンを掲げることによって引き上げることで、あまり気付かれることのないまま、富裕層以外の国民に対しても総合課税の限界税率よりも高い税率で課税することができるということも考えられる。

## 5. 創業者への配慮の必要性

既に知られているようにわが国では、富裕層を対象に、財産債務調書制度(及び国外財産調書制度)が導入され、しかも、当該調書にはマイナンバーの記載が求められている。他方で、わが国の居住者が外国金融機関に設けた口座情報についても、税務当局間で情報交換する制度が平成 29 (2017) 年から導入されている。このように富裕層の資産や所得に関する情報の収集体制を整備した上で、国外に転出する場合には、株式等の有価証券の含み益に出国税を課すこととされている。即ち、外堀を埋め、出口もふさぎ、その上でいよいよ富裕層への課税強化に踏み出そうとしているとみることもできる。

大衆増税にならないよう年間所得 50 億円とか 100 億円といった超富裕層のみを対象に、課税強化することも考えられなくはない。しかし、このような所得者層は、配当に関しては大口株主として既に総合課税の適用を受けている可能性が高い。株式譲渡益についても、これらの超富裕層は、特定口座を使わず申告納税をしている納税者が中心と推察されることや、所得金額の規模からいって、創業者が上場前から保有していた株式を IPO に伴い譲渡した場合などが多いのではないかと考えられる。創業者が長年の経営努力を積み重ねて得た創業者利得に対し、高い税率で課税する税制とした場合、新規事業の芽を摘む方向に働かないか懸念される場所である。

ちなみに、わが国の周辺諸国の配当や株式譲渡益の税制(次ページの図表 6)を見ると、わが国よりも優遇している国が多い。出国税は設けられているものの、創業者が上場する前の株価が低い段階で、税率が低く、英語が通じるなど生活にそれほど不便を感じない周辺諸国に出国することも考えられる。また、超富裕層(さらには一般的な富裕層)が、金融所得の税率が引き上げられ、それに伴い出国税の税率も引き上げられる前に、早めに出国することを促す可能性もある。

このような点も考えると、超富裕層のみをターゲットとした課税強化についても、慎重な検討が必要であろう。

図表6 周辺国の税制（株式譲渡益・配当・利子）

	キャピタルゲイン（株式譲渡益）		配当		利子	
	居住者	非居住者	居住者	非居住者	居住者	非居住者
香港	非課税	非課税	非課税	非課税	原則、非課税	原則、非課税
シンガポール	非課税	非課税	国内配当：非課税 国外配当：非課税 又は総合課税	国内配当：非課税 国外配当：非課税 又は総合課税	原則、非課税。一定のものは総合課税	原則、22%の源泉分離課税
マレーシア	非課税（※1）	非課税（※1）	非課税	非課税	原則、総合課税の対象 預金利子：原則5%の源泉徴収、一定の銀行の利子は非課税	原則、15%の源泉分離課税 預金利子：一定の銀行の利子は非課税
インドネシア	売却額の0.1%の源泉分離課税（※2）	売却額の0.1%の源泉分離課税（※2）	10%の源泉分離課税（※3）	20%の源泉分離課税	預金利子：20%の源泉分離課税 その他の利子：15%の源泉徴収	20%の源泉分離課税
中国	非課税（※4）	非課税（※4）	20%課税（※5）	10%の源泉徴収（※6）	非課税（※7）	10%の源泉徴収（※6）
韓国（※8）	非課税	譲渡益の22%又は売買代金の11%のうち少ない金額を源泉徴収	15.4%の源泉分離課税	22%の源泉分離課税	15.4%の源泉分離課税	22%の源泉分離課税
台湾	非課税（※9）	非課税（※9）	総合課税（5%～40%）の対象	20%の源泉分離課税	債券利子：10%の源泉分離課税 その他の利子：総合課税（5%～40%）の対象	債券利子：15%の源泉分離課税 その他の利子：20%の源泉徴収
タイ	非課税（※10）	非課税（※10）	10%の源泉分離課税	10%の源泉徴収	15%の源泉分離課税	15%の源泉分離課税
フィリピン	売却額の0.5%の源泉分離課税（※11）	売却額の0.5%の源泉分離課税（※11）	10%の源泉分離課税	25%（※12）の源泉徴収	20%の源泉分離課税	25%（※12）の源泉徴収
ベトナム	原則、譲渡益の20%の分離課税。譲渡益が不明の場合、売却額の0.1%の分離課税	売却額の0.1%の分離課税	5%の源泉分離課税	5%の源泉分離課税	預金利子：非課税 その他の利子：5%の源泉分離課税	預金利子：非課税 その他の利子：5%の源泉分離課税

（※1）不動産が譲渡益課税の対象であり、不動産会社の株式も譲渡益課税の対象。

（※2）上場株式の場合。なお、IPOの場合は税率に0.5%を加算。

（※3）個人が受領する場合の税率。

（※4）個人所得税法上、20%課税とされているが、1994年6月の通知で免税措置が取られ、現在まで継続。

（※5）株式保有期間に応じて課税所得が変動し、保有期間が1ヶ月以内の場合は配当金の100%、1か月超～1年以内の場合は配当金の50%、1年超の場合は配当金の25%（實際上、配当金に対する税率は、保有期間が1ヶ月以内の場合は20%、1か月超～1年以内の場合は10%、1年超の場合は5%に）。

（※6）法人が受領する場合の税率。

（※7）個人所得税法上、利子所得の税率は20%とされているが、2008年10月に利子所得を暫定的に非課税に。

（※8）税率は住民税（所得税の10%）を含んだもの。

（※9）2012年から株式譲渡益課税（証券取引所得税。所得税法14条の2）が課されていたが、2015年11月の法改正で廃止（同条を削除。2016年1月から適用）。

（※10）上場株式の場合。

（※11）上場株式の課税方法。非上場株式の譲渡益については、10万ベソ以下の場合5%、10万ベソ超の場合10%の課税。

（※12）事業に従事していない場合に適用される税率。事業に従事している場合は20%。

（出所）各種資料に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成